

学校安全ボランティア保険(ボランティア活動保険)の概要

(令和4年4月1日現在)

この保険は、学校に学校安全ボランティアとして登録している方が、子どもたちの登下校時の見守りや学校内のパトロールといった学校安全ボランティアとしての業務に従事している最中及び業務従事場所への往復途上の事故により本人の身体に被った傷害と、業務従事中の事故により第三者に損害を与えた場合の賠償を包括的に補償する保険です。教育委員会が契約者となり加入しています。

【補償内容】

対象者	保険種別	補償限度額
学校安全ボランティアとして学校に登録されている方	[傷害保険] 学校安全ボランティアとしての業務従事中及び業務従事場所への往復途上の事故による身体に被った傷害の補償	(1名につき) 死亡・後遺障害 1,000万円 入院 日額 6,000円 通院 日額 4,000円
	[賠償責任保険] 学校安全ボランティアとしての業務従事中の過失により第三者に損害を与えた場合の損害賠償	[対人](1名につき)1億円 (1事故につき)10億円 [対物](1事故につき)2,000万円

【保険金が支払われないケース】

- ・登録者の原動機付自転車や自動車等に起因する事故(傷害保険は支払対象)
- ・登録者が連れていた登録者以外のものが被った傷害
- ・活動中に発症した病気
- ・学校安全ボランティア活動外の事故

【事故の通知】

事故が発生した場合には、速やかに登録先の学校へ連絡をお願いします。

【活動をやめられる場合】

各学校は、学校安全ボランティア名簿を作成し保管しており、各月毎の登録者数、累計登録者数等を常に把握しています。活動をやめられる際には、登録校へその旨をお知らせください。

【その他】

この保険は、学校安全ボランティアとして学校に登録していることが保険適用の条件になります。

登録については、活動される学区の小・中学校へ直接お申し出ください。